

事 務 連 絡
平成18年3月31日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健振興課長

移送を伴う訪問介護を提供する事業者についての道路運送法
上の取扱いについて

標記については、「「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係等について」（平成15年5月8日老振発第0508001号・老老発第0508001号）により、その趣旨、留意点をお知らせしていたところである。

今般、別添（平成18年3月23日付国土交通省自動車交通局旅客課長事務連絡）のとおり、重点指導期間が少なくとも平成18年9月末日まで延長されたことに伴い、道路運送法の許可を受けずに乗車又は降車の介助を行っている指定事業者についての介護保険の適用については、引き続き、従前どおり取り扱うことが可能となったので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、各地方公共団体の実情を踏まえ適切な運用を図られたい。

また、都道府県においては、市町村における運営協議会の設置について、引き続き、地方運輸局及び運輸支局等との連絡を密にし、都道府県の積極的な関与により関係市町村への周知、設置の促進に留意されたい。

事 務 連 絡
平成18年3月23日

各都道府県交通担当部長 殿
障害保健福祉・
高齢者保健福祉担当部長 殿
介護保険担当部長 殿

国土交通省自動車交通局旅客課長

NPO等のボランティアによる福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る
重点指導期間の取扱いについて

日頃より、NPO等が行う福祉有償運送に係る運営協議会の設置、運営等をはじめとする、福祉輸送の推進につきまして、ご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

NPO等のボランティアによる福祉有償運送及び過疎地有償運送については、これまで道路運送法第80条第1項に基づく許可制として取り扱って来たところではありますが、今般、利用者にとって、より一層安全で安心して利用できる仕組みとするため、これまでの道路運送法第80条第1項に基づく許可制から新たに登録制を導入する等を内容とする道路運送法等の一部を改正する法律案（以下「改正法案」という。）を、今通常国会に提出したところでもあります。

現行制度においては、道路運送法に基づく許可を取得するに際しては、本年3月末までを重点指導期間として、著しく高額な対価を収受しているもの、または、訪問介護の実態に乏しいなど、実質的にタクシー事業と同視される事業形態で行っている場合を除き、直ちに介護保険法や道路運送法による行政処分、刑事告発を行うのではなく、業務適正化、許可等の取得等に係る指導、啓発を行うこととして取り扱ってきたところでもあります。

しかしながら、改正法案を円滑に施行するためには、各都道府県やNPO等の関係事業者等に対し新制度の周知を図るとともに登録に向けた指導を行う等、施行に向けた移行期間が必要となるため、重点指導期間について、本改正法案の施行予定時期である平成18年10月1日に合わせ、平成18年9月末日まで延長することとし、それまでの間に、より一層、業務の適正化、許可等の取得に係る指導、啓発を行っていくことといたしました。

つきましては、本趣旨についてご理解の上、引き続き、福祉有償運送制度の円滑な実施に向けご協力を賜りますとともに、関係市町村に対する本趣旨の周知方につきましても、ご協力下さいますようお願い致します。

今般の改正法案では、現行法の規定により許可を受けた団体にあつては、改正法案に基づく登録を受けた団体とみなす旨の経過措置を設けていることから、引き続き許可取得の促進についてご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本趣旨については、厚生労働省にも通知済みであることを申し添えます。